



後保生第 1009 号指令

札幌市北区北19条西3丁目1-1

Hokkaido Alpine Resorts Management 合同会社

平成 29 年 11 月 15 日申請の旅館業の営業は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

平成 29 年 11 月 22 日

北海道倶知安保健所長



1 営業施設の名称	Chatrium Niseko
2 営業施設の所在地	虻田郡倶知安町字山田190番4
3 営業の種別	旅館・ホテル営業
4 客室数及び定員	78室 270名
5 条 件	なし

[教 示]

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しを訴え提起することができます。
ただし、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(生活衛生課主査(環境衛生))

- 1 記載事項変更届出
(1) 施設名称変更
旧) SHIKI niseko 新) Hyatt House Niseko
(2) 申請者住所変更
旧) 東京都虎ノ門五丁目1番4号 新) 札幌市北区北19条3丁目1-1
(3) 客室数及び定員の変更
旧) 65室 272名 新) 64室 270名
平成30年12月10日変更
- 2 記載事項変更届出
客室数変更 旧) 64室 新) 78室
令和2年5月20日変更
- 3 記載事項変更届出
施設名称変更 旧) Hyatt House Niseko 新) Chatrium Niseko
令和2年9月1日変更

再交付年月日：平成31年2月28日

再交付の理由：汚損

再交付年月日：令和2年5月21日

再交付の理由：汚損

再交付年月日：令和2年9月10日

再交付の理由：汚損

本書は写しである

北海道倶知安保健所長 原田 智史

